

令和6年度芽室町国民健康保険税率等の考え方について

■現行税率と改正後税率の比較

【現行税率】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	8.58%	65万円
均等割	27,842円	
平等割	28,255円	

【税率改正後】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>8.37%</u>	65万円
均等割	<u>26,908円</u>	
平等割	<u>27,233円</u>	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.73%	22万円
均等割	9,119円	
平等割	9,254円	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>2.78%</u>	<u>24万円</u>
均等割	<u>9,353円</u>	
平等割	<u>9,466円</u>	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	1.92%	17万円
均等割	8,851円	
平等割	6,839円	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>2.04%</u>	17万円
均等割	<u>9,264円</u>	
平等割	<u>7,371円</u>	

■軽減判定所得に乗じる額における改正内容

【現行】

区分	軽減判定所得に乗じる額
5割軽減	基礎控除 43万円 + 加算額 29万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	基礎控除 43万円 + 加算額 53万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

【改正後】

区分	軽減判定所得に乗じる額
5割軽減	基礎控除 43万円 + 加算額 <u>29万5千円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	基礎控除 43万円 + 加算額 <u>54万5千円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)